

内局不信任決議案 2018年5月31日

反対討論 聞書き 大谷制以知

私は宗議会議員の一人として、また興法議員団を代表して、内局不信任決議案に反対する立場で討論するものです。

現在、宗門は厳しい社会状況の中「宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要」に向けて、一丸となって取り組むべき時期であります。今般の首都圏開教拠点設立の件については、内局ともども、内局を支える議員団として、議会運営上も皆さまの質問に誠実に答えてきましたことは周知の通りです。にもかかわらず、内局不信任案を提出されましたことには、その対応に、大きな憤りを禁じ得ません。

さらに不信任決議案に署名されたお一人は、同伴について、同じ資料で審議したにもかかわらず、宗議会閉会中にその権限を代行する参与会では賛成し、宗議会本会議においては棄権し、本宗議会前には、選出教区有志の質問状に、署名人として名を連ねていることは、宗議会議員としての職責を放棄する行為と断ぜざるを得ず、深い悲しみを覚えざるを得ません。

私は宗議会議員の一人として、また、私たち真宗興法議員団は、内局のこれまでの宗務執行を、対応を是として、この内局不信任案に強く反対するものです。以上。

賛成討論 聞書き 藤内和光

内局不信任決議案に賛成する立場で意見を述べます。我が大谷派議会は、念仏の教えを一人でも多くの人に伝え広める機縁をご門徒のご浄財を使って、どう開いていくのかということ審議する場であると了解しています。そしてその念仏の教えとは、弱くて愚かで、間違いを犯すこの私が、強くなくても、賢くなくても、そして過ちをおかす可能性がある中で、そのまま生きて行く私をいただく教えだと了解しています。

間違いを否定しているのではないのです。間違いを認められないことが受け入れられないのです。何を守ろうとしてしているのですか。見栄ですか、体裁ですか、立場ですか。我々の教えは、間違ったら間違ったと認めればいいんですよ。

「覚書」の中身は、ご覧になった方もおられるかと思いますが、宗教法人格を取得した時は、不動産の所有権移転手続きを行うものとする。2014年3月18日、真宗大谷派代表役員、公印。重蓮寺代表役員、㊟。これは重蓮寺との間で個人的な形での「覚書」を交わしたものではありません。これは、今までも認めておるように、神奈川県庁の要請によって神奈川県庁の審査資料として要請にされて作ったものです。つまり、役所ではありませんから、公文書とは申さんののですが、代表役員の名前と公印があるのですから、これは大谷派としての公式文章です。公式文書で神奈川県庁に対して約束をした。中身は、不動産の所有権移転手続きを行う。財産処分以外だとすれば何ものなののでしょうか。財産処分そのものです。今までの内局答弁は、28日の渡邊議員の質問に対して、担当参務は、「覚書」というのは財産処分には該当しない、とお答えになっていました。それは一つの立場であったんでし

よう。そして2017年8月8日の登記が財産処分の時点だ、という形での主張でありました。その全体、つまり「覚書」から8月8日までのその全体が、2009年か2010年かちょっと記憶が曖昧ですけど、2009年にしておきましょう。2009年にその全体の枠組みを作った、その宗務執行の中身が「覚書」から8月8日までだった、という形での主張でした、が、今日、総長が改めて答弁に立っていただき、ご苦労をおかけしました。

しかし、そこで今日、総長がご答弁されたことは、驚かなかったですか、今までと全く違う主張です。つまり今までは、その全体が行政執行権の中身だったのですが、今日のご答弁は、私の質問状を改めて紹介いただいて、今申したように、その「覚書」が、今改めていいますと、あの「覚書」、それと「証明書」となりますが、今は「覚書」だけでいいです。「覚書」が議決、参与会、常務会の議決なしにした根拠を示してください、ということに対して総長は、どうおっしゃったか。つまり、財産処分を行う根拠は何か。それは2009年の議決によって内局に付託された宗務執行権が根拠だ、とおっしゃいました。どこにそんなもの、つまり財産処分をするのが宗務執行権の範囲だなんてことが、どこに書いてあるんや。これを認めたとすれば、認めたとすればですよ、拡大解釈をして、議会で、この議案について付託されてんだから、財産処分はできる、という道を開くことになります。つまり今日の総長答弁は、とんでもない答弁です。危険極まりない答弁です。議会の議決なしに財産処分が内局にゆだねられるという答弁を今日なされた。こんなことを本当に認めていいのか、議会が。その前にまず、今回の一連のことが議会を無視するような形、置き去りにするような形で決められたことについて、議会人として与党も野党もない。大谷派宗議会議員として、本当にどう考えるのだろう、議会の在り方を。そういうことと言えば、今回の問題は大きな提起をしてくださったことが一つと、とんでもない禍根を残すような答弁が議事録に残ってしまいました。あの議事録をそのままにしておいていいのか。つまりこれから、そんな人は出てこないでしょうけれども、もし万一、恣意に、大谷派の財産を何とかしたいというような人が内局を握った時、その根拠に、つまり財産処分を内局はできるのだという根拠の一つに、今日の総長答弁が利用されてしまう危険性が全くないとは言えない。そのような危険なお考えをお持ちの内局に、このままずっと宗務をご担当いただくというわけにはいかない。その点から、内局不信任案に賛成する、そういうことを申しあげたいと思います。どうもありがとうございました。